



## 沖縄子どもの未来県民会議 寄付及びサポーターのご案内

沖縄子どもの未来県民会議では、子どもの学びと育ちを社会全体で支え、地域の実情に即した対策に取り組むとともに、県民の総力を結集し、沖縄の未来を創造する子どもたちが安心して暮らせるよう、皆さまからのご寄付や会費により様々な事業を展開していくこととしております。つきましては、当県民会議の趣旨にご理解いただき、格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

### 1 寄付及びサポーター会費について

#### (1) 寄付／ご希望の金額を納付

※クレジットカード決済においては、1,000円以上100万円以内

#### (2) サポーター会費／会費を月毎又は年間一括で納付

- ① 企業・団体サポーター1口月額／1万円（年間12万円）
- ② 個人サポーター1口月額／千円（年間12,000円）

### 2 寄付及びサポーター会費の納付方法について

クレジットカード決済、銀行振込のいずれかをお選びできます。下記ホームページ内「サポーター&寄付募集」ページの申込みフォームよりお申し込みください。また、銀行振込の場合は、申込み後に下記口座にお振り込みをお願いいたします。なお、各金融機関の窓口にてお振り込みいただくと振込手数料は無料となります。

- ※ サポーター会費については自動引落（口座振替）もご利用できます。自動引落をご希望の方は、金融機関所定の自動口座引落利用申込書をお送りいたしますので、こちらをご返送いただいた後から、毎月21日、または1年に1回、会費を振替させていただきます。
- ※ ATMやインターネットバンキング、他行からの振込みの場合は、振込手数料が発生します。
- ※ 振込用紙を使用したゆうちょ銀行ATMによるお振込の場合、通帳・カードによるお支払いは振込手数料はかかりませんが、現金によるお支払いは振込手数料が発生いたします。

沖縄子どもの未来県民会議ホームページ <http://www.okinawa-child-future.jp/>

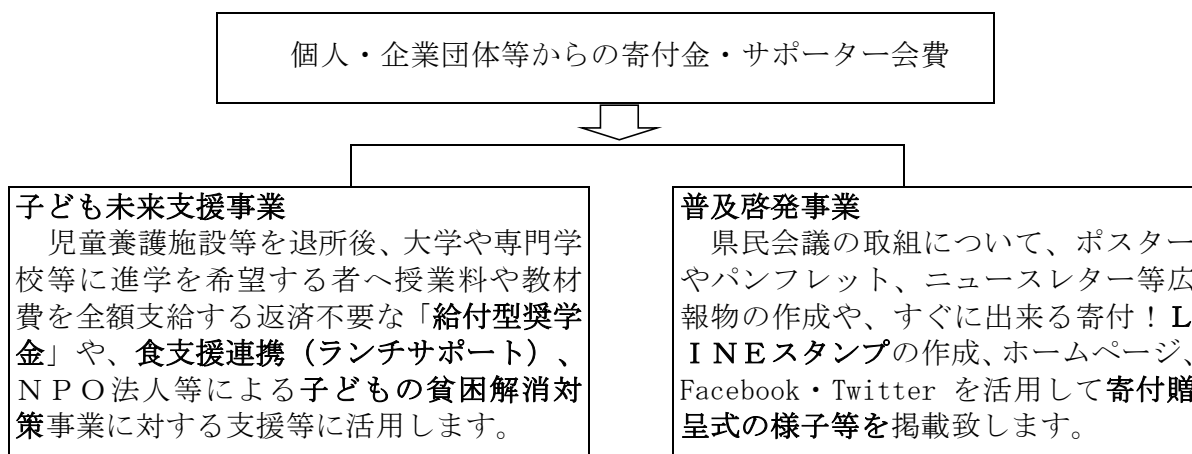


名義人(受取人)

コウエキシヤダンホウジンオキナワケンセイシヨウネンイクセイケンミンカイギ  
公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議

|           |      |      |                |
|-----------|------|------|----------------|
| 沖縄銀行      | 本店   | 普通預金 | 2535012        |
| 琉球銀行      | 本店   | 普通預金 | 1218070        |
| 沖縄海邦銀行    | 本店   | 普通預金 | 0891209        |
| 沖縄県農業協同組合 | 本店   | 普通預金 | 0027220        |
| ゆうちょ銀行    | 振替口座 |      | 01780-5-168576 |
| コザ信用金庫    | 那覇支店 | 普通預金 | 2048938        |

### 3 寄付及びサポーター会費の使途について



### 4 税制上の優遇措置について

皆様（個人・法人）からの寄付金及びサポーター会費につきましては、一定の要件の下に税制上の優遇措置が受けられます。詳細は以下のお問い合わせ先か、最寄りの税務署、市町村税務担当課へお問い合わせ下さい。なお、寄付受領証明書につきましては、ご寄付の入金確認後に郵送いたします（※会費の毎月納付の場合、寄付受領書は翌年1月にご郵送いたします）。

《優遇措置の内容》

①法人税 公益財団法人への寄附金は、損金算入の取扱に特例が適用されます。

|    | 寄附金の種類          | 損金算入の取扱                                                                                                                   |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法人 | → 一般の寄附金        | 損金算入限度額まで損金に算入できます。<br>損金算入限度額<br>$= (\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{所得 (注①)} \times 2.5\%) \times 1/4$              |
|    | → 公益財団法人に対する寄附金 | 一般の寄附金とは別枠で損金算入限度額まで損金に算入できます。<br>損金算入限度額<br>$= (\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{所得 (注①)} \times 6.25\%) \times 1/2$ |

(注①) 当期の寄附金支出前所得

②所得税 公益財団法人への寄附金の一部が所得控除の対象となります。

|    | 寄附金の種類          | 所得控除の取扱                         |
|----|-----------------|---------------------------------|
| 個人 | → 一般の寄附金        | できません。                          |
|    | → 公益財団法人に対する寄附金 | 所得控除額＝<br>左記の寄付金額の合計額(注②) - 2千円 |

(注②) ただし、控除前所得額の 40/100 を限度。

## 5 お問い合わせ先

### ○寄付・サポーター会費のお振込に関するお問合せ

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議 寄付担当者

TEL : 098-861-3463 FAX : 098-861-3473

E-mail : nobinobi@mco.ne.jp

### ○沖縄子どもの未来県民会議全般に関するお問合せ

沖縄県子ども未来政策課 寄付担当者

TEL : 098-866-2100 FAX : 098-869-5146

E-mail : aa031607@pref.okinawa.lg.jp

沖縄子どもの未来県民会議



県民会議とは  
支援活動の紹介  
寄付贈呈式の様子



沖縄子どもの未来県民会議

すぐに出来る寄付!

LINE スタンプ

好評発売中!

QRコードから購入☆



第2種

沖縄子どもの未来県民会議

